



高齢者の住まい【施設】

公的型

特別養護老人ホーム

要介護3以上が申込対象。常時介護を必要とする方向け。
医療処置がある場合は、原則受入れはしていない。

老人保健施設

要介護1以上の方が対象。入所期間は、原則3～6ヵ月。
在宅復帰を目指しリハビリに取り組む施設
(医療・日常生活の支援・機能訓練が受けられる)。

介護医療院(病院)

長期的に常時介護と医療を必要とする方の病院。
医療処置が多い場合は、医療療養病床の対象となる。

民間型

有料老人ホーム

介護型

介護・看護は施設内で提供される。
介護度が高い方や施設によっては医療処置がある方など、
手厚い介護を受けられる。

住宅型

介護保険サービスの利用方法は自宅と同様。
施設独自のサービスと外部の事業所で提供される
介護や看護サービスを合わせて生活することが可能。

サービス付き 高齢者住宅

60歳以上で、自力で身の回りのことができる方向けの施設。
介護保険バリアフリー構造の賃貸住宅で、安保確認と生活
相談のサービスが提供される。
介護や医療の支援を要する場合には、外部の事業所でサービ
ス提供がされる。

ケアハウス 軽費老人ホーム

原則、身の回りのことができる60歳以上の方で、身寄りが
ない高齢者や家族との同居が困難な方が対象。食事など日
常生活に必要なサポートが受けられる。
常時介護を要する場合には退去を促されることがある。
費用は、前年度の収入額に応じて決まる。

グループホーム

要支援2以上で認知症の診断を受けた方、身体介護が少ない
方が対象。9人以下の小規模ユニットでの共同生活(家事や
レクリエーション)を通して、認知症の進行を和らげることを
目的としている。



患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点は
ソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年7月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容
に相違点が生じる可能性があります。